最終更新日：2015年4月24日

株式会社アルメディオ
代表取締役社長　高橋　靖
問合せ先：042-397-1780
証券コード：7859
http://www.almedio.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性の確保と透明性を高めることがコーポレート・ガバナンスの基本原則であると認識しております。この基本原則に則り、監査役による経営の監視及び内部監査担当部署による各部門への監査により、経営に関する監視の強化を図ることで経営の健全性の確保に努めるとともに、中期経営計画の毎期開示、株主総会後の経営近況報告会等の開催、ホームページ上における情報開示の充実等、IRを強化すること
で経営の透明性の向上に取組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本証券金融株式会社	1,042,100	11.34
高橋　靖	566,800	6.17
株式会社アルメディオ	455,370	4.95
高橋　正	260,400	2.83
飯沼　芳夫	221,700	2.41
多摩信用金庫	214,000	2.33
長谷川　利貴	172,000	1.87
株式会社りそな銀行	137,000	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	118,800	1.29
アルメディオ社員持株会	110,619	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
相原　謙一	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相原　謙一	○	独立役員に指定しております。	当社は監査役の選任にあたり、経営に対する客観性及び中立性を重視しております。当該監査役と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。また、独立役員としても相応しい属性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人による監査計画及び監査結果の報告に監査役が出席し、また実地棚卸に監査法人、監査役が立ち会うことにより相互に意見交換を行うなど、問題点の共有化を図り、効果的な監査の実施に努めている。

　また、実地棚卸に内部監査担当者と監査役が立ち会うことにより相互に意見交換を行うほか、必要に応じて内部監査に監査役が同行し、監査役
監査を行うなど、問題点の共有化を図り、効果的な監査の実施に努めている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
関　清美	他の会社の出身者													
藤井　篤	弁護士													
漆山　伸一	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関　清美	○	独立役員に指定しております。	当社は監査役の選任にあたり、経営に対する客観性及び中立性を重視しております。当該監査役と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。また、独立役員としても相応しい属性を有しております。
藤井　篤	○	独立役員に指定しております。	当社は監査役の選任にあたり、経営に対する客観性及び中立性を重視しております。当該監査役と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。また、独立役員としても相応しい属性を有しております。
漆山　伸一	○	独立役員に指定しております。	当社は監査役の選任にあたり、経営に対する客観性及び中立性を重視しております。当該監査役と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。また、独立役員としても相応しい属性を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員賞与については業績連動型を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

新株予約権に割当対象者　－　人数（割当数）
当社取締役　4名（2610個）
当社従業員　47名（1660個）
外部協力者　1名（60個）
退任取締役　1名（200個）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の内容
1.取締役及び監査役に支払った報酬
取締役 5名 47,425千円
監査役 3名 15,955千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際し、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会で提案される議題について、基本的に取締役会の開催される1週間前に
関連する資料の事前配布を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1.会社の機関の基本説明
経営の監視体制として監査役制度を採用しております。現在取締役4名による取締役会並びに社外監査役3名による監査役会が十分に機能していると捉えております。社内外を問わず広く適任者を得られるよう、この度、社外取締役の選任を行いました。
当社の経営に関する重要事項に関する経営意思決定機関は取締役会がその責務を担っています。
取締役会は、定例で月1回開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関と位置付けております。
取締役会で審議する経営重要事項については、決定に至る経過の透明性を高めるため、取締役・監査役・部門長・副部門長が出席する経営会議、取締役・部門長・副部門長が出席する月例報告会を開催し、重要事項に関する説明、意見交換等を行っております。さらに、これらの会議では事業環境の分析、利益計画の進捗状況など経営情報の共有化も図っております。
また、新たな研究開発テーマの提案、新規事業に伴う新製品の開発の提案等、技術関連分野における経営重要事項については、開発会議で検討・意見交換等を行います。
これらの会議における審議・意見交換等の内容を踏まえ、必要に応じて決裁申請規程、研究開発業務管理規程に則り、決裁書の作成、研究開発申請を行います。
ただし、あくまでも経営意思決定機関は取締役会であり、その他の会議体は取締役会の決議を行うための報告・審議・検討等を行うものです。

2.内部統制システムの整備の状況
当社の内部統制の構築は、経営管理と業務管理の全般に係る経営重要事項となるため、これに対応する一連の経営方針を取りまとめ、体系化したものを「内部統制システム文書」として設定しています。
この文書を基本方針として日常的モニタリング（点検・評価）を行いながら、必要に応じ、社内諸規程や業務のメンテナンスを進めていきます。
また、当社の企業価値を高め、適切な企業活動を推進するために必要な（全社の内部統制システムを適切に推進するために必要な）リスク管理、コンプライアンス体制の整備等について具体的な審議・検討を行う機関として、委員長を社長、主管を企画部とする内部統制委員会を設置し、
取締役、部門長、副部門長が出席し、定例で月１回開催しております。
同委員会は、「行動憲章」「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社の持続的な成長を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、環境問題、品質問題、災害発生、情報セキュリティ問題等を主要なリスクと認識し、現在顕在化しているリスクを把握した上で、リスク発生を未然に防止するための体制、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について検討を行います。
業務全般のリスク管理は担当取締役のもとで体制整備を進め、その中で顕在化した経営に関わる重要なリスクとなり得る事項について審議、検討を行います。
顕在化したリスクへの対応についての審議・検討を進めるとともに、その他、全社統制・業務統制・IT全般統制に係わる見直しは適時行います。
また、内部統制システム文書については、新たなリスク対応や運営上の課題を踏まえ年度毎の見直しを行い、毎年３月に新年度対応版として定例取締役会に提案いたします。

3.内部監査及び監査役監査の状況
内部監査体制については、内部監査業務のみを行う専門部署として「監査室」を設置しております。この「監査室」の専任担当者１名が各部門への監査を行うことにより、業務が適正かつ効率的に運営されているかを幅広く検証するとともに、社内コンプライアンス（法令遵守）の強化に向けた
体制を構築しております。
監査役監査については、常勤監査役（１名）と非常勤監査役（２名）の計3名の社外監査役による監査役会が実施しております。
内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携については、監査法人による監査計画及び監査結果の報告に監査役が出席し、また、実地棚卸に内部監査担当者、監査役及び監査法人が立会うことにより、相互に意見交換を行うほか、必要に応じて内部監査に監査役が同行し、監査役監査を行うなど、問題点の共有化を図り、効果的な監査の実施に努めております。
顧問弁護士には、法律上の判断が必要な際に随時確認するなど、法律面から経営に対するコントロール機能が働くようにすることで、コンプライアンスを強化しております。

4.会計監査の状況
会計監査につきましては、当社は、アーク監査法人と監査契約を締結し、継続して会社法監査及び金融商品取引法監査を受けており、平成26年３月期における監査の体制は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名 所属する監査法人
指定社員
業務執行社員 三浦　昭彦 アーク監査法人
指定社員
業務執行社員 島田　剛維 アーク監査法人

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名、その他5名であります。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の規模や業容等を鑑み、当社事業内容に精通した社内取締役4名による取締役会が経営執行を行うなかで、経営陣から一定の距離にある外部者の立場から社外監査役3名による監査役会が経営監視機能を担っており、現状、その機能は有効的と捉えております。従って、社外取締役の選任の予定はありません。
なお、監査役監査に加え、監査室による内部監査、監査法人による監査を合わせた三様監査体制とその連携によって、経営監視機能の客観性の
確保と監査の有効性の確保に努めております。また、監査役会の機能強化の観点から、監査役会と代表取締役との間及び常勤監査役と各担当取締役との間において、定期的な意見交換会を設定しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	―

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲示 http://www.almedio.co.jp/ir_index.phtml	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び中間期の2回にわたり決算説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	IR用ページを設定し、ディスクロージャー方針、IRニュース、決算情報、財務トピックス、株価情報、IRスケジュールを掲示	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部が担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し環境方針を定め、環境保全活動に取組んでいる
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー方針を策定し、ホームページに掲示している

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法362条4項6号）
取締役が企業活動に関連する法令及び定款を遵守して職務を遂行するため、総務部を主管としたコンプライアンス規程に従って対応する。

イ．.コンプライアンス規程の実効をあらしめるために、当社の取締役及び使用人に企業行動憲章違反または法令違反の疑義がある不正行為等発見した場合は、社内通報規程に基づき、企業倫理相談窓口を通じて取締役会等に報告する体制とする。
ロ．内部統制委員会を設置しコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。本委員会の主管は、企画部とする。
ハ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わらない旨を、当社の内部統制の基本方針や経営統制環境について体系的にまとめ策定した内部統制システム文書の中（行動憲章）で定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底するとともに、事態発生の場合は、警察や法律家等の支援を得て組織的に毅然とした態度で対応する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則100条1項1号）
取締役・使用人の職務執行の状況を記録するため、決裁申請規程と文書管理規程に基づく業務運営を周知徹底させるとともに、必要に応じて更なる整備を進める。
また、情報の管理に関しては、情報管理規程、情報システム管理規程及び顧客情報漏洩防止規程に従って対応する。

イ．決裁申請規程の運営は、企画部が主管する。
ロ．文書管理規程の運営は、総務部が主管する。
ハ．情報管理規程の運営は、総務部が主管する。
ニ．情報システム管理規程の運営は、総務部が主管する。
ホ．顧客情報漏洩防止規程の運営は、ディスク事業部、断熱材事業部及びアーカイブ事業部が主管する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則100条1項2号）
企業活動に関するリスクを把握、検討した上で、企画部を主管としたリスク管理規程に従って対応する。

イ．業務全般のリスク管理は、リスク管理規程に基づき各部門ごとに行い、各担当取締役のもとで体制整備を進める。
ロ．リスク管理規程の実効をあらしめるため、内部統制委員会を設置しリスク管理の取り組みを横断的に統括する。本委員会の主管は、企画部とする。
ハ．不測の事態が顕在化した際には、代表取締役社長を対策本部長とする「緊急対策本部」を設置し統括的な危機管理を行う。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号）
経営方針に基づき、ITの統制も含めた中期経営計画及び年度利益計画（総合予算）を策定し、その実現を目標に企業活動を行う。
これらの経営方針に基づく取締役・使用人の効率的な職務の執行を確保するため、取締役会、経営会議、月例報告会及び各部門ごとの会議等で進捗状況の確認や課題への対応等の検討をはかるとともに、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁申請規程に基づく業務執行を周知徹底させ、必要に応じて更なる整備を進める。

イ．経営方針に基づき、3年間の中期経営計画を策定し、毎年ローリングを行う。
ロ．中期経営計画に基づき、各事業年度ごとに年度利益計画（総合予算）を策定し、この目標実現のために企業活動を行う。
ハ．取締役会は、定例で月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督と確認を行う機関と位置付けている。
ニ．取締役会で審議する経営重要事項については、決定に至る経過の透明性を高めるため、取締役・監査役・部門長・副部門長が出席する経営会議、取締役・部門長・副部門長が出席する月例報告会を開催し検討するとともに、これらの会議では事業環境の分析、利益計画の進捗状況の確認等、情報の共有化をはかる。
ホ．各部門での事業環境の分析、利益計画の進捗状況の確認等、情報の共有をはかるための検討会議を必要に応じて開催する。
ヘ．経営方針、経営計画に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁申請規程に基づく運営を周知徹底させる。

（5）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則100条1項4号）
取締役・使用人が企業活動に関連する法令及び定款を遵守して職務を遂行するため、総務部を主管としたコンプライアンス規程に従って対応する。

イ．.コンプライアンス規程の実効をあらしめるために、当社の取締役及び使用人に企業行動憲章違反または法令違反の疑義がある不正行為等発見した場合は、社内通報規程に基づき、企業倫理相談窓口を通じて取締役会等に報告する体制とする。
ロ．内部統制委員会を設置しコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。本委員会の主管は、企画部とする。
ハ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わらない旨を、当社の内部統制の基本方針や経営統制環境について体系的にまとめ策定した内部統制システム文書の中（行動憲章）で定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底するとともに、事態発生の場合は、警察や法律家等の支援を得て組織的に毅然とした態度で対応する。

（6）会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則100条1項5項）
子会社の業務適正の確保をはかるため、上記1．から5．の決議事項についてグループ全体に適用するものとし、子会社も同様な体制について検討し整備を進める。
また、子会社との情報交換、人事交流等の連携を強化し、グループ全体の体制整備をはかる。

イ．総務部を主管に子会社の体制整備を支援する。
ロ．子会社 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の日中両国の法令に対応した体制整備をはかる。

（7）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制（会社法施行規則100条3項1号）
監査役の職務補助は監査室の社員が行い、指示案件の執行に関しては、監査役の指揮命令系統の下に置く。また、監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

（8）前号の使用人の取締役からの独立に関する事項（会社法施行規則100条3項2号）
監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室の社員は、その命令に関して、取締役の命令を受けない。

（9）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に対する体制
（会社法施行規則100条3項3号）
イ．.取締役・使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部統制委員会の進捗状況をすみやかに報告する。
ロ．監査役は、取締役会、経営会議のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために必要な会議に出席するとともに、決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人等にその説明を求めることが出来る。

（10）その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項4号）
監査役会と代表取締役との間に定期的な意見交換会を設定する。

＜＜具体的な対応＞＞

（1）全般的なリスク管理体制
イ．基本方針
業務全般のリスク管理は部門ごととし、各担当取締役のもとで対応することを原則とする。リスク管理の方針の擦り合せ、進捗、評価を行うための内部統制委員会を設置する。
ロ．管理担当部署
内部統制委員会の主管は企画部とし、企画部担当取締役を内部統制全体の責任者とする。
（2）財務報告に係る内部統制システム
イ．管理担当部署
経理部を主管とし、経理部担当取締役を責任者とする。

ロ. 評価範囲
　当社テストメディア事業、クリエイティブメディア事業及び阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司（断熱材事業）を評価範囲とし、当社断熱材事業及びアーカイブ事業については評価範囲に含めない。
ハ. 評価体制
　1）最終評価者は監査室長とする。
　2）監査室監査に際し、各部門は応援の人材を提供する。
　3）全社統制の主管部門は企画部とし、「全社統制の整備評価表(42項目)」を作成し必要な書類を添付の上、監査室に提出する。
　4）業務統制については、モニタリングのみ行い自主監査は実施しない。
　5）監査室が業務統制の評価を効果的に遂行出来るよう、総務部が協力する。
（3）コンプライアンス体制
　総務部を主管とし、総務部担当取締役を責任者とする。
（4）子会社の対応
　総務部を主管とし、総務部担当取締役を責任者とする。
（5）業務プロセス文書化支援
　総務部を主管とする。
（6）顧客情報漏洩防止
　ディスク事業部、断熱材事業部及びアーカイブ事業部を主管とし、ディスク事業部、断熱材事業部及びアーカイブ事業部担当取締役を責任者とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　当社「アルメディオ企業行動憲章」に掲げる「反社会的勢力への対応」として、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わり持たず、毅然たる態度で対応する」旨を定めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1. 基本的な考え方
今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。
もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。
しかしながら、先述の通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。
例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、これまで当社が築いてきた、中立性・公正性が疑われ、当社に対する信頼感の喪失につながることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明らかです。
また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様に当該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかとの疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることになります。
そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。
現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本年６月25日開催の第33期定時株主総会において、出席された株主の皆様の議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定致しました。

本基本方針の継続は、当社特別委員会の委員にご就任いただいている独立役員である社外監査役全員からの賛同を得た上で、平成25年５月15日開催の当社取締役会において決定されたものでありますが、当該取締役会においては、独立役員である社外監査役３名が全員出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行なわれることを条件として本基本方針に賛成する旨の意見を述べております。
また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様の意向を確認するために、平成25年６月25日開催の第33期定時株主総会において、本基本方針の継続の是非を諮るとともに、併せて、特別委員会の方々の選任についても、株主の皆様のご承認を諮り、株主の皆様の過半数のご賛成をいただき、本基本方針の継続は承認されました。

2. 目的
本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを目的としております。
また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見・代替案を提供する機会を確保することにより、株主の皆様の判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

3. スキーム
本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっているとともに、当社が対抗策の発動として無償で割当てる新株予約権の内容について、当該新株予約権を当社の株式等と引換えに当社が取得できる旨の取得条項を付すことができるとされているに過ぎないなど、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。
(1) 概要
当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール（以下「事前遵守ルール」といいます。）と、株主の皆様の判断機会を保証し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準（以下「評価基準」といいます。）を予め公表します。そして、特別委員会が、本基本方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。
特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞（おそれ）と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。
当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次の通りです。
【事前遵守ルール】
イ. 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(a) 当社が発行者である株券等について、行為者及び行為者グループの株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、または (b) 当社が発行する株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及び行為者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
ロ. 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
・行為者及び行為者グループの概要
・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
・行為者が意図する経営方針及び事業計画
・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様に与える影響とその内容
・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報
（なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分であると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加の情報提供を求めることがあります。また、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」といいます。）します。）
ハ. 特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。
特別委員会の評価期間（行為者が情報受領通知を受領した日から起算）
買収の対価が現（（円貨）の場合 最大で60日以内
その他の場合 原則として90日以内
ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。
【評価基準】
イ. 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
ロ. 以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき
(a) 強圧的買収類型
いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収 等

(b) 機会損失的買収類型
(c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型
(d) その他、上記各類型に準じる買収類型

(2)発動
当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします。
特別委員会は、対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。
なお、当社取締役会は、対抗策の発動決定後であっても対抗策の発動が不要になったと判断される場合は効力発生日前に限り対抗策の発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、対抗策の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

(3)廃止
本基本方針は、導入後、毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様に本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、または取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直しまたは廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

(4)本基本方針の合理性を高めるための工夫
当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。
当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。
他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。
このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に行為者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現
できるものと判断します。
なお、本基本方針の手続の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほかに各委員も有するとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。
さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行為者が議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様の総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。
また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

4. 行為者出現時の手続
行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ル
ールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。
すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。その上で、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします(ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。)。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。
当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。
当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普
通株式1株につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します。
また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記3.(1)【事前遵守ルール】ロ及びハ並びに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。
なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。
また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回または中止を勧告することができます。

5. 株主・投資者の皆様に与える影響
当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。
これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることになります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使(新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております。
なお、当社が新株予約権を当社の株式等と引換えに取得することができると定められた場合において、当社が当該取得の手続を採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります。)し、当社新株を取得できます。
また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。
なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合(または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合)または、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。
これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

本基本方針の詳細については、当社ウェブサイト(http://www.almedio.co.jp/)の平成25年5月15日付IRニュース「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針(経営再建計画への取組みと買収防衛策)の継続についてのお知らせ」に掲載されておりますのでご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 社内体制

当社は、経営の監視体制として、監査役制度を採用しております。現在、取締役4名からなる取締役会が経営執行を行うとともに、監査役3名からなる監査役会による経営の監視及び監査室による各部門の内部監査により、経営に対する監視の強化を図ることで経営の健全性の確保に努めております。
取締役会は監査役3名も出席し、定例で月1回開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関と位置付けています。また、取締役会で審議する経営重要事項については、決定に至る経過の透明性を高

めるため、取締役・監査役・部門長が出席する経営会議、取締役・部門長が出席する月例報告会を実施し、審議・検討することで、情報の共有化を図っております。

こうした経営監視体制のもと、当社は全ての投資家への公平且つ迅速な情報開示を基本とした情報開示方針を定めております。この方針を全役職員に周知徹底することで、フェア・ディスクロージャーに努めております。
適時開示に係る当社の内部情報管理体制は、次のように構築しております。
内部情報管理責任者として、取締役会決議により選任する情報開示担当役員を設置しており、現在、取締役企画・総務・経理担当がその職務を担っております。また、適時開示に係る実務上の作業を行う情報開示担当事務局として、企画部がその職務を担っております。
さらに、内部情報管理上必要であると判断した場合、各部門長は情報管理責任者を指名し、情報管理の強化にあたっております。
当社における適時開示の対象となる経営上の重要事実は、情報開示担当役員に集約され、一元管理いたします。
経営上の重要事実の適時開示に関しましては、経営における重要事項として捉えており、取締役会の決議事項としております。ただし、災害等の発生による経営上の重要事実の適時開示については、取締役会の開催が困難な場合、情報開示担当役員及び事務局との協議により代表取締役社長が決定し、迅速に情報開示を行います。
これらの経営上の重要事実の適時開示に係る業務執行の監督機関は監査役会及び内部監査を担当する監査室が担っております。
監査役会による経営執行の監督、監査室による内部監査により、経営上の重要事実の適時開示に係る業務執行状況を監視しております。

2. 会社情報の適時開示に係る業務執行の流れ

当社に係る経営上の重要事実が発生した場合、該当部門より経営会議、月例報告会に審議事項として提案し、内容について審議・検討を行った上、取締役会決議事項と判断した内容については取締役会議案として提案し、審議・決議いたします。
なお、決算関連情報につきましては取締役会議案として提案し、審議・決議いたします。
取締役会議案となった経営上の重要事実について、関連法規則等に基づき適時開示の対象と判断した場合、情報開示担当事務局は外部発表用資料を作成いたします。
当該の経営上の重要事実について取締役会で審議を行い、取締役会決議を行うとともに、外部発表用資料について確認・検討いたします。
取締役会決議された経営上の重要事実につきまして、これ以降情報開示担当役員の一元管理のもと、関係者に対し漏洩防止を指示いたします。
当該の経営上の重要事実について情報開示担当事務局は迅速に情報開示を行います。
また、災害等の発生による経営上の重要事実の適時開示に対し、取締役会の開催が困難な場合、情報開示担当役員及び事務局との協議により、代表取締役社長が決定し、迅速に情報開示を行います。

3. 情報の開示方法

取締役会決議及び代表取締役社長の決定により適時開示する情報については、情報開示担当事務局が外部発表用資料を作成し、東京証券取引所の適時開示情報システム:TDnetに登録(提出)を行った後、東京証券取引所内の記者クラブで各報道機関に配布いたします。東京証券取引所に提出した後、開示指定時刻にTDnetに公開され、インターネット上で閲覧することができます。TDnetに公開後、当社ホームページにも掲載いたします。

情報開示方針

当社は、全ての投資家の皆様への公平な情報開示を基本方針としています。
従って、一般投資家の皆様に利用可能な方法で公開されない限り、その情報について非公開とします。
情報開示のタイミング、内容及び方法については次のとおりです。

1. 決算に関する情報
(1) 四半期決算を採用し、決算短信を発表するとともに株主の皆様には株主通信・事業報告書(株主総会招集通知添付書類)として報告致します。

＜決算短信＞
第1四半期(4月～6月)8月上旬
第2四半期(4月～9月)11月上旬
第3四半期(4月～12月)2月上旬
第4四半期(4月～3月)5月中旬
＜株主通信＞
第2四半期(4月～9月)11月下旬
第4四半期(4月～3月)6月下旬
＜事業報告書＞
第4四半期(4月～3月)6月中旬

(発表のタイミングについては、多少のズレがありますので、予めご了承ください)

(2) 決算短信は、東京証券取引所の適時開示情報システム:TDnetに登録(提出)した後、東京証券取引所内の記者クラブで各報道機関に配布します。
(3) 決算短信は、開示指定時刻にTDnetに公開され、投資家の皆様はインターネット上で閲覧することができます。
東京証券取引所ホームページ http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html
(4) TDnetに公開後、当社ホームページにも掲載します。
(5) 決算に関する補助資料として「Financial Data Book」を掲載いたします。

2. 重要事実に関する情報
(1) 株式の発行、業績修正、災害に起因する損害、組織変更及び人事異動等の業務上の重要事実については、適時開示します。
(2) 重要事実に関する情報は、東京証券取引所の適時開示情報システム:TDnetに登録(提出)した後、東京証券取引所内の記者クラブで各報道機関に配布します。
(3) 重要事実に関する情報は、開示指定時刻にTDnetに公開され、投資家の皆様はインターネット上で閲覧することができます。
東京証券取引所ホームページ http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html
(4) TDnetに公開後、当社ホームページにも掲載します。

3. 製品等のプレスリリース
(1) 新製品及び事業成果等については、随時、報道機関に対しプレスリリースを行っています。
(2) 当社ホームページにも随時、プレスリリースの内容を掲載します。
(3) 株主の皆様には、株主通信及び事業報告書にその概要を掲載することでご報告いたします。
上記情報開示に関しましては、当社資料を各報道機関に提出するものの、必ずしも紙面等に掲載されるものでありませんので、予めご了承ください。

4. アナリスト説明会に関する情報
(1) 当社では、5月と11月の中旬にアナリスト説明会を実施しています。
説明会は、決算短信の概要と今後の展開についての説明が主な内容です。
(2) 説明会の概要(質疑応答を含め)と配布資料(Financial Data Book)については、当社ホームページに翌日以降掲載します。

5. 証券アナリストや機関投資家の方々とのミーティングにおける開示情報について当社が行う証券アナリストや機関投資家の方々とのミーティング(個別ミーティング、スモールミーティング、カンファレンス・コール等)で発表される情報は既に決算発表等で開示されている情報か周知の事実、あるいは一般的なビジネス環境等に限られます。未公表の「重要事実」等については言及いたしません。

6. IRの自粛期間(Quiet Period)
当社は、決算発表準備中に株価に影響を与える情報が漏れることを防ぐため、当社の各四半期決算期末から決算発表までをIRの自粛期間とさせていただいております。この期間中、当社は証券アナリストや機関投資家の方々とのミーティング(個別ミーティング、スモールミーティング、カンファレンス・コール等)の開催、参加をいたしません。ただし、公表済みの業績予想からの大きな乖離が見込まれる場合においては、適宜、情報開示を行います。